# 西条農業革新都市総合特区［指定：平成23年12月、認定：平成24年7月］

正

準

正：平成25年3月末までに計画が認定された地区／準：平成25年3月末時点では計画が認定されていない地区

## Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ｉ）＋ⅱ）の平均値　（2.2＋3.8 ）／2＝3.0　**C**

### ｉ）取組の進捗（下記より該当するものを選択）

☑ 目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

| 進捗 |
|---|
| A（5点） |
| B（4点） |
| C（3点） |
| D（2点） |
| E（1点） |

| 番号 | 評価指標 | 進捗度 |
|---|---|---|
| 1 | 新しく拡大した販路による販売額 | E |
| 2 | 食関連企業に対する企業立地促進奨励金の交付件数 | E |
| 3 | 農業経営費 | A |
| 4 | 年間農産物販売金額2千万円以上の経営体数 | C |
| | | |

☐ 代替指標に基づく進捗度（当年度実績）

| 進捗 |
|---|
| A（5点） |
| B（4点） |
| C（3点） |
| D（2点） |
| E（1点） |

| 番号 | 評価指標 | 進捗度 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

☐ 当初目標に対する取組の定性的な事業進捗（専門家評点）

| 進捗 |
|---|
| A（5点） |
| B（4点） |
| C（3点） |
| D（2点） |
| E（1点） |

| 番号 | 評価指標 | 専門家評価 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

評価指標毎の進捗の評価の平均値　（5×1＋4×0＋3×1＋2×0＋1×2）／4＝2.5　①…2.5

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載　なし

■ 専門家考慮事項（妥当性）　目標設定の考え方、数値目標の根拠又は計画の進行管理の方法等、各事業の連携効果

（専門家所見（主なもの））
・「新しく拡大した販路による販売額」については、新たな販売ネットワークの構築、企業と農業者の連携による流通・パッケージ・加工機能の構築という目標が抽象的なのに対し、販売額の数値目標が過大だったのではないかと思われる。意欲的な目標を掲げること自体は望ましいことかもしれないが、裏付けがどこまであったかという点に疑問なしとしない。
・「食関連企業に対する企業立地促進奨励金の交付件数」については、奨励金だけでは企業誘致の決め手となりにくい。地元農産物の他産地との差異化や付加価値化可能性等の魅力をアピールする必要があるのではないか。
・「農業経営費」については、目標値を大きく下回る安価な生産が可能になっている。また，この生産費は前年度よりも2割ほど低い値であり，かなりの効率を実現している。コストダウンが図られることで他の事業にプラスの効果が波及することになるのではないかと考える。
・「新しく拡大した販路による販売額」については、定性的評価というよりも、加工工場が稼動していないため実績があがっていないとみるべきではないか。加工工場が稼動すれば直ちに実績があがるような、農家との間の連携関係はどこまで構築されているかはよく見えてこない。地元農家がパッケージ・加工機能をどの程度活用できるかに今後の目標達成がかかっている。

考慮事項から、目標設定の考え方等が特に優れている：+1、妥当である：±0、改善の余地がある：−1とし、加点又は減点する　②…−0.3

ｉ）の評価　①＋②　**2.2**

※目標値に対する実績値及び代替目標値に係る評価の例
・本特区の目標値（代替指標を含む）に対する各評価指標の評価を合計し、平均値を算出することにより評価とする。
（評価指標1の評価D、2の評価D、3の評価D、4の評価Cの場合、（2＋2＋2＋3）／4＝2.25　四捨五入で「2.3」とする。）
・「当初目標に対する取組の定性的な事業進捗（専門家評点）」の評価については、数値目標の達成に向けた取組の状況について定性的に評価する。
・各評価指標に複数の数値目標がある場合、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均したものとする。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値指標があり、各数値指標の進捗度および寄与度がa：C20%、b：C10%、c：D70%の場合、3×0.2＋3×0.1＋2×0.7＝2.3 四捨五入で「2」であるため、評価指標1の評価は「D」となる。

## ⅱ）今後の取組の方向性

| 方向性 |
|---|
| A（5点） |
| B（4点） |
| C（3点） |
| D（2点） |
| E（1点） |

| 番号 | 評価指標 | 専門家評価 |
|---|---|---|
| 1 | 新しく拡大した販路による販売額 | C |
| 2 | 食関連企業に対する企業立地促進奨励金の交付件数 | C |
| 3 | 農業経営費 | A |
| 4 | 年間農産物販売金額2千万円以上の経営体数 | B |
| | | |

（専門家所見（主なもの））
・「新しく拡大した販路による販売額」については、販路拡大がどう実現されるのかが課題であるが、26年度からはパッケージ・加工機能を備えた工場が動き出すなど，本格的に稼働するので高い値になることが見込まれる。
・「食関連企業に対する企業立地促進奨励金の交付件数」については、食関連産業が西条市に立地することのメリットをアピールしていく必要がある。
・「農業経営費」については、先進地水準のコストを営農開始後数年で実現できたとすれば、企業の農業参入の1つのモデルとすることができるだろう。
・「新しく拡大した販路による販売額」については、効果の発現は今後となるため、加工工場が稼動した後に、再度、検討する必要がある。

ⅱ）の評価

| | | |
|---|---|---|
| 評価指標毎の評価の平均値 | （5×1＋4×1＋3×2＋2×0＋1×0）／4＝3.8 | 3.8 |

## Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況（A～E）

ｉ）＋ⅱ）の平均値　　(3.3+3.5)／2＝3.4　　**C**

### ｉ）-① 規制の特例措置を活用した事業等の評価

[■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置]
●農地法処理基準の改正により、企業が国有農地で実証試験を行うことが可能となった。
（概要）
　国有農地を企業が賃借し、営農可能となるよう国との協議を行ったところ、試験研究目的で使用する場合は可能との結論を得た。 しかしながら、当初想定していた企業の実証試験が一時中断となっており、具体的な活用には至っていない。
（規制所管府省（農林水産省）の評価（参考意見））
　河原津干拓地の国有農地の利用については、地域における干拓地全体の活用についての検討状況を確認しつつ対応したい。
（専門家所見（主なもの））
　国との協議で国営農地の部分的利用が可能となったが、規制の特例措置はなく、特区指定のメリットが享受されていない。

3.5

### ｉ）-② 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

（専門家所見（主なもの））
　財政・税制・金融支援のいずれも活用されていると言い難く、特区認定のメリットが享受されていないという印象が強い。

3.0

ｉ）-① ＋ ｉ）-② の平均値（注）　(3.5+3.0)/2=3.3　　3.3

### ⅱ） 地域独自の取組の状況の評価

（専門家所見（主なもの））
　サンライズファーム西条、同加工センターによる一点突破となっている。

3.5

## Ⅲ 現地調査時の指摘事項及び対応状況

特になし。

## Ⅳ 総合評価（Ⅰ～Ⅲ）　(3.0+3.4)/2−0.25＝3.0

「Ⅰ＋Ⅱの平均値」に「Ⅲ及び地方公共団体による総合評価の状況（評価書7）」を加味して算出

（専門家所見（主なもの））
・サンライズファームにおけるパッケージ・加工工場の稼働、地元運送業者等との協議による流通機能強化など、効果の発現は、今後に期待されるという段階にとどまっている。
・全体の構想や具体的な方針、目標数値の整合性等について、再検討することも必要ではないか。

このため、Ⅰ及びⅡの平均値（3.25）に上記所見を加味（−0.25）し、総合評価結果をC（3.0）とする。

**C**

（注）ｉ）-①、ｉ）-②のいずれかに該当がない場合は「—」とし、他の項目の点数をｉ）の点数とする。